

地方の官民データ活用推進計画について

平成29年10月31日
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室



地方公共団体の官民データ活用推進計画について

経緯と今後

2016年12月14日 官民データ活用推進基本法 公布・施行（平成28年法律第103号）

2017年 5月30日 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定
(法8条に基づく官民データ活用推進基本計画（義務）)

2017年10月13日 地方の官民データ活用推進計画策定の手引の公表
(URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/tihou/index.html>)
⇒地方公共団体において隨時計画策定に着手

～2020年度末 策定義務のある全都道府県での計画策定
(世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 p 88「地方の計画雛形の作成と計画策定支援」)

地方公共団体

都道府県

官民データ活用推進基本計画に即し、
都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】（官民データ活用推進基本法9条1項）

市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して
市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】（9条3項）

「都道府県（市町村）官民データ活用推進計画策定の手引」の構成

「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」及び「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」は、以下に示すとおり3つのパートにて構成

I 総論

※都道府県（市町村）官民データ活用推進計画の定義、策定の意義・効果、基本的考え方、構成等についての説明

II 都道府県（市町村）官民データ活用推進計画雛形

- 県（○○市）の現状及び課題
- 県（○○市）官民データ活用推進計画の目的
- 県（○○市）官民データ活用推進計画の位置付け
- 県（○○市）官民データ活用推進計画の推進体制
- 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
- 官民データ活用の推進に係る個別施策
- セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

【個別施策に係る5分類】

- 手続における情報通信技術の利用等
- 官民データの容易な利用等
- 個人番号カードの普及及び活用
- 利用の機会等の格差の是正
- 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

III 都道府県（市町村）の施策に関する国の施策一覧

参考1. 官民データ活用推進基本法

参考2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集

参考3. 用語集



【共通語彙基盤、文字情報基盤の事例も掲載】

- 5-1 共通語彙基盤の活用によるデータの相互運用性の確保（埼玉県）
- 5-2 文字情報基盤の活用による文字の相互運用性の確保（札幌市）

社会活動で広く使われるデータについて共通的な項目さえデータ標準がなくデータ交換やデータ統合が困難
⇒社会活動の基本となるデータに関して標準的なデータ項目とフォーマットを提示。この基盤を活用することで、
広域連携や部門間連携が容易に

取組概要

- 施設やイベント等のデータのフォーマットやそのフォーマットを構成するデータ項目を定義
- 法人情報、連絡先等を構造化(ブロック化)して表すので、データの構造が簡単で再利用性が高い
- 社会全体のデータを体系立てて整理しているので、分野横断の情報交換や情報の組み合わせ利用が容易
- 既存のフォーマット等を活用しながら情報交換時にはこの仕組みを使う等の段階的な導入が可能

効果

- 法人番号公表システムで法人に関連するデータを標準化。届出や表彰等の情報を組織横断で収集可能に
- 埼玉県では、県下の自治体と広域で共通フォーマットを使った情報公開を実現
- 既存のフォーマット等を活用しながら情報交換時にはこの仕組みを使う等の段階的な導入が可能
- システム開発・維持管理コストが低減
- 国が推進する基盤なので、広域連携等の基盤に利用可能

出典

共通語彙基盤サイト (<https://imi.go.jp/goi/>)

概要イメージ

共通語彙基盤は、用語の参照辞書を整備することで、各種データの同一性の確認を容易にし、その結果として、システム間の連携やオープンデータの活用を容易にできるようにする仕組み。



<http://goikiban.ipa.go.jp/>



システム連携

情報交換パッケージにより、システム間を連携
・高速な情報連携
・設計の効率化



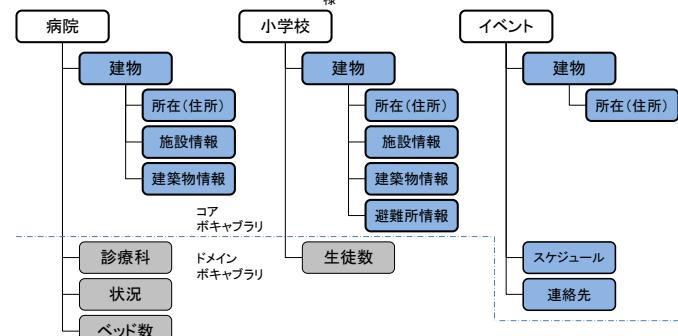
オープンデータ

語彙で意味を確認し、情報交換パッケージから、情報を抽出
・サービス設計の効率化
・安定した情報連携

検索



語彙間の整理をしておくことで、検索を効果的に実施
・検索の利便性の向上
・効果的な広報の実施



全ての社会活動で使われる氏名や法人名、地名等を、必要性に応じて正確にも日常的な代替表記もできる仕組みが必要

⇒日常的には代替表記を使いつつ、個人等の特定が求められる場面では正確に表記できる仕組みを提供

取組概要

- ・戸籍と住民基本台帳で使用する文字のフォントや文字情報をすべて提供
- ・この文字情報基盤を使うことで、日常の名簿は簡易な表記、卒業証書は戸籍の表記等、必要性に応じて文字を使い分けることが可能。各システムで既存の文字を使いながら、情報交換時にこの文字コードにする導入方式も可能
- ・このフォントを基に国際標準化が行われており、広く流通が可能、代替先はJIS X 0213(JIS第四水準まで)なので、スマートフォンなど多くの機器で表示や入力が可能
- ・戸籍の文字等を簡易な文字に代替する対応表を提供

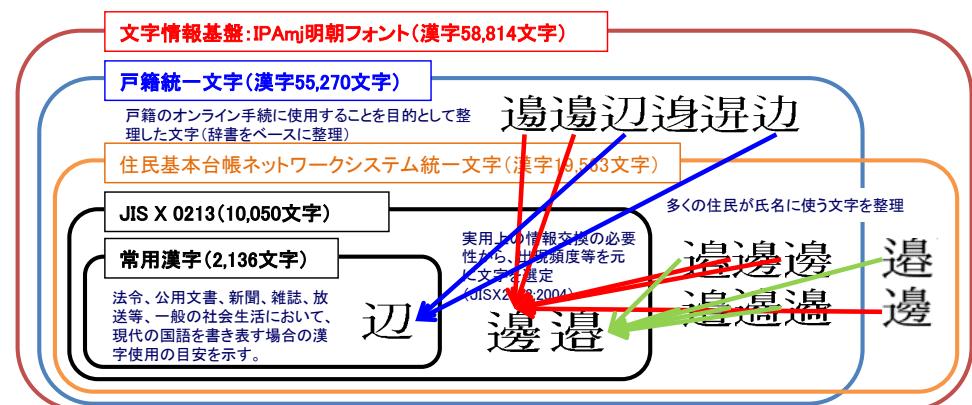
効果

- ・法人番号公表システムをはじめ既に多くの国や地方公共団体で利用開始
- ・地方公共団体の本庁と教育委員会の連携で導入する事例も存在
- ・検索システムを使って、住民との字形の確認している事例も存在
- ・導入は技術的に容易で全てのベンダが対応可能

出典

文字情報基盤DB <https://mojikiban.ipa.go.jp>

概要イメージ



※JIS X 0213(JIS4水準)は、最新の情報機器において正確な表記が可能

戸籍や住民票での表記

渡邊



日常事務での表記

渡辺

このコードを使って、様々なシステムで情報活用が可能

(問い合わせ先)
内閣官房 I T 総合戦略室
電話 : 03-6205-4138
Mail : git-local_package@cas.go.jp